

2013 年 12 月 20 日

各位

日立金属株式会社

公正取引委員会からの課徴金納付命令について

当社は、平成 24 年 11 月 27 日から公正取引委員会の調査を受けておりました、東京電力株式会社が発注する架空送電線工事の取引に関して、独占禁止法に違反する行為があったとして、本日、同委員会から、下記内容の課徴金納付命令を受けました。

本件に関しまして、お客様をはじめとして関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。当社は、これまでも法令・企業倫理遵守に取り組んでまいりましたが、今回の命令を受けあらためて法令・企業倫理遵守徹底をさらに強化し、一層身を引き締めてまいります。

記

■課徴金納付命令の概要

東京電力株式会社が発注する架空送電線工事の取引に関し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限）に違反する行為があったとして、以下の課徴金納付命令を受けました。

納付すべき課徴金の額：486 万円（課徴金減免制度適用後）

納付すべき期限：平成 26 年 3 月 24 日

以 上

<この件に関するお問合せ先>

日立金属株式会社 コミュニケーション室 担当 吉原

電 話：(03) 5765-4082

FAX：(03) 5765-8312